

## 令和2年第9回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和2年9月25日(金)

開会 午後 6時30分

閉会 午後 7時32分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 委員会室1

3 出席委員の番号及び氏名(18名)

- 1番 高橋 聡
- 2番 秋葉 俊一
- 3番 齋藤 智幸
- 4番 佐藤 優人
- 5番 五十嵐 晃
- 6番 斎藤 克行
- 7番 小野 隆
- 8番 長南 統
- 9番 日下部 崇喜
- 10番 小林 ひろみ
- 11番 遠田 雅弘
- 12番 川井 利光
- 13番 和島 孝輝
- 14番 高橋 義夫
- 15番 佐藤 恒子
- 16番 日向 弘明
- 17番 佐藤 繁
- 18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(0名)

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 佐藤 一視

農業経営改善相談員 河村 清男

7 会議に付した議案

報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について	(19件)
--------	-----------------------------	-------

議案第 32 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 33 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(8 件)

◎開 会 (午後 6 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 2 年第 9 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。 全員出席となっております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「令和 3 年許可申請締切日・総会開催予定日(案)」、「コロナ過における山形県農業委員会大会の開催について」、「農業者との意見交換会実施要項及び参考資料」、「農協広報(9月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」農業委員会組織による「令和 2 年 7 月豪雨災害義援金」への協力のお願いです。 それでは、令和 2 年第 8 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 2 年第 8 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 2 年第 9 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 2 年第 9 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。7 番 小野 隆 委員、8 番 長南 統 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告 報告第 11 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 11 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 11 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。

	<p>これより、報告に対する質疑を行います。</p> <p>17番 佐藤 繁 委員。</p>
17番 佐藤	<p>17番 佐藤です。</p> <p>1番の時効取得について参考のためお伺いしたいのですが、一般の方の場合民法上の時効取得についてあまり意識されている方というか、そのこと自体を知らない方が多いのかなと思っております。毎回ではないですが、度々こういった時効取得の報告がなされておりますが、農業委員として我々も今後相談を受ける場合もあるかと思えます。その参考として、取得された方というのは何をきっかけにして法務局に時効取得されに行っているのか、いろんなケースがあると思えますが事務局の方でお分かりになれば教えていただきたいと思えます。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	<p>きっかけということではありますが、時効取得に関しましては、基本的に法務局からの通知で農業委員会も知るという形です。ご当人の方達が農業委員会の窓口に来て時効取得したいという相談はないものですから、どうして時効取得をしたいのかという事情を伺う機会には基本的にはないのですが、法務局での時効取得が完了しご当人が農業委員会に書類の届け出にきた際、今回時効取得に至った経緯をお尋ねすると、「長年自分が耕作していたから」と話してくれる方もいれば、話したがない方もおりますので、深く伺うことは出来ない状況です。あとは、司法書士の方に相談に行き、手続きをしていただいた結果、時効取得による所有権移転の書類を届け出に来るというケースが多いので、こちらの方でも時効取得制度を知っているかということ自体、聞くことはしておりません。</p>
議長	17番 佐藤委員。
17番 佐藤	<p>了解しました。</p> <p>おそらく、一般の方々は自分で法務局に行って登記をすることはせずに、司法書士に依頼をされているのだという風に思いますので、そのきっかけというのは何だろうと常々疑問に思っていました。今後、司法書士の方とお話しをする機会があれば、そういったことの情報収集をしていただけるとありがたいと思えます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようですので、報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を終わります。</p>
◎議事	議案第32号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第32号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第32号の資料に基づき、内容を説明)

議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、6番 斎藤 克行 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
6番 斎藤	<p>農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第3条の規定による1番の所有権移転と2番の使用貸借権設定の案件ですが、9月25日に、5番 五十嵐 晃 委員と事務局の佐藤主任と私の3人で、現地調査を実施しました。</p> <p>今回の案件については、いずれの農地も適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められます。</p> <p>委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>17番 佐藤 繁 委員。</p>
17番 佐藤	<p>17番 佐藤です。</p> <p>1番の案件についてお伺いしたいのですが、贈与ということであれば無償ということだと思いますが、この場合譲り受けた側には贈与税はかかるのでしょうか。</p>
議長	<p>佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>贈与税の関係については、勉強不足で今答弁することが出来ませんので、次回まで調べて回答させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>1番 高橋 聡 委員。</p>
1番 高橋	<p>1番 高橋です。</p> <p>1番の案件についてですが、譲渡人と譲受人は親戚関係がある中での贈与ということなのでしょうか。</p>
議長	<p>佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>親戚関係は無く、隣の農地を耕作している方になります。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	<p>議案第33号の上程、説明、質疑、採決</p>
議長	<p>議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたし</p>

	<p>ます。</p> <p>議案第 33 号、に係る現況写真配布のため、暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、佐藤主任が現況写真を配布する。)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 33 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 33 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、5 番 五十嵐 晃 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
5 番 五十嵐	<p>農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第 5 条の規定による 1 番から 6 番の賃貸借権設定、7 番と 8 番の所有権移転の案件ですが、本日 9 月 25 日に、6 番 斎藤 克行 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。</p> <p>1 番から 6 番の案件については、風況観測塔設置の一時転用ですが、北側が町道で南側と西側が農地、東側が農道に面しています。申請地の周辺農地の所有者等から同意書をいただいております、隣接農地に対する日照及び通風、営農条件に悪影響を与えないと思われることから、一時転用に関し問題ないと判断してきました。</p> <p>7 番の案件については、太陽光発電敷地の永久転用ですが、北側と西側が宅地、東側は道路、南側は水路に面しており隣接する農地もなく、現状は草木で繁茂しておりますが、事業実施により解消されるため、永久転用に関し問題ないと判断してきました。</p> <p>8 番の案件については、住宅建築による永久転用ですが、北側と南側、西側が農地、東側が農道に面しております。周辺の農地は分筆後の残地であり周辺への悪影響もないと思われます。現状は雑草で繁茂しておりましたが、事業実施により解消されるため、永久転用に関し問題ないと判断してきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>転用に関する資料が多いため、暫時休憩して確認の時間を取りたいと思います。この時計で午後 7 時 20 分まで、暫時休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	
議長	<p>再開いたします。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>17 番 佐藤 繁 委員。</p>
17 番 佐藤	<p>17 番 佐藤です。</p> <p>1 番から 6 番にかかる、風況観測塔設置の件でお伺いしたいと思います。</p>

	<p>今回2年2ヶ月間の観測を行うための一時転用申請なわけですが、これはその後風況のデータが良ければここに大型風車を設置したいということの前段での作業になるかと思いますが、その話しについて、事務局としては相談等を受けておられるのでしょうか。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>現段階で具体的に相談というものはございませんが、委員もおっしゃる通り、何も実益が無いところに調査の設備を建てないと思われま。ただ、実際のところ通常の農地法の範疇でその風況によって風力発電の設備を建てるとなると許可できない状況になっております。この申請地は農振農用地となっておりますし、それが外れたとしても第一種農地です。ただ、申請者には再エネ法によって計画を立てている実績と、周辺にも同様の風力発電を実施していますので、可能性も高いと思います。今後そういった動きも想定しているところでございます。</p>
議長	<p>17番 佐藤委員。</p> <p>もし大型風車の設置の転用申請が出てきた場合には、農地法で許可できないということですが、農業委員会としてそういう話しを●●●さんに対し、すでに説明はされているのでしょうか。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>農地法での転用ができないことの話はしております。そういうことからも、再エネの計画を立てるのかと思っております。また、再エネ法の計画を立てたとしましても、その計画について当然農業委員会の方に意見を求められるということでもありますので、委員の意見等を踏まえまして、話しをしたいと思っております。</p>
議長	17番 佐藤委員。
17番 佐藤	<p>この事業そのものに●●●万円弱の事業費を投資して実施するわけですが、事業者としては当然ピンポイントとして、ここの風況データを収集し、ここに大型風車を建てたいという意思があってこの事業を申請してきたものと思われま。今答弁された内容については、●●●さんに懇切丁寧に今の時点で説明をしておいた方が後々トラブルの種になることがないと思われま。</p> <p>それとですが、環境担当課の方とお話しを實際されているのかわかりませんが、この平面図を見ますと申請地の近辺に住宅が●●●戸ほど非常に近い距離で建てております。今回の風況調査については同意をもらってハンコをいただいているということですが、実際大型風車を建てるとなるとそういう同意がいただけるのか、相当の騒音、あるいは低周波が、個々に及ぼす影響があると思われま。その辺関係課とどうい話しになっているのかわかりませんが、本当に実現性があるのかどうかの点については疑問に思っております。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>委員から、ご指摘、アドバイスをいただいたと思っております。今回の申請に関しては、その後の流れを見越した部分について、環境担当課への相談、連携また、環境担当課で再エネの係も所管しておりますので、そちらと連携しながらまた、委員から指摘がありました近隣の住宅等に対しての部分等は、私の</p>

	勉強不足だったところもごさいますので、そちらを踏まえて申請者と話しを進めていきたいと思ひます。
議長	ほかにごさいませんか。 12番 川井 利光 委員。
12番 川井	12番 川井です。 7番の件について確認ですが、太陽光発電の施設を作る際に周辺整備というのは全然考えていなくて、ただパネルを設置するだけなのでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	土地利用計画図の方ではパネルの設置になっております。また、安全策ということで、敷地の周辺にフェンスをすることはどの太陽光発電の事業でもされているところごさいます。
議長	12番 川井委員。
12番 川井	ということは、今まである土留めとか擁壁とかの加工・調整することはないということですか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	敷地の中で納まるように設置しますので、現在の地目は田ですが、農地の状況は放棄地として整地のみで終わるとのことです。周辺の水路等の管理道もありましたが、そちらに関しましても悪影響はないと判断してきたところごさいます。
議長	ほかにごさいませんか。 4番 佐藤 優人 委員。
4番 佐藤	4番 佐藤です。 細かいところで質問ですが、1番から6番の風況観測塔設置の件で●●●筆の一部の面積を合わせて●●●㎡の申請となっていると思うのですが、審査表の資料の4ページ、建設・撤去時使用面積はというところで、設置後使用面積の10倍近い面積を建設と撤去時に使用すると記載されています。例えば、前後の工事の時に関する一時転用の申請等々は必要ないのか、その辺の状況を教えてください。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	案内図を見ていただきますと、隣接に町道と周辺を農道に挟まれておりますので、その辺をうまく利用し、左の立面図・平面図では撤去時の使用面積等の概ね面積ということで記載がありますが、支柱そのものは、ワイヤーで吊り、固定し、その一部分を利用する一時転用と伺っております。なお、再度確認をしながら進めたいと思ひます。
議長	よろしいでしょうか。
4番 佐藤	はい。
議長	ただ今の4番 佐藤 優人 委員の質問は、工事をする過程における質問であり、そのことは後ほど確認をするということでしたが、そのことがありますと、ここにある一時転用面積が変更される場面が想定されると思ひますが、その点は確認をしてからということになります。
議長	これから採決をいたしますが、採決の内容にただ今の要件を付した形での採決を行いたいと思ひます。

	<p>これより、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。</p> <p>なお、この決定については、付議される場合がございます。そのことを条件として採決されたものととらえますのでその点よろしく願います。</p>
議長	これをもちまして、令和2年第9回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午後7時32分)

令和 年 月 日

上記は、令和2年第9回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第9回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

7番

8番

書記